

令和6年度 米子市漁港管理会会議録（概要）

- 1 日 時 令和7年2月14日（金） 午後1時30分～
- 2 場 所 米子市役所4階 402会議室
- 3 出席委員 1号委員 武良賢治 福景順一 福景順一 足塚 陸
高瀬 敏 新納 弘
2号委員 細木 修 瀧脇 篤郎 梶井 千奈（代理 藤本 直幸）
事務局 赤井農林水産振興局長 宅和室長 生田係長 都田係長
傍聴者 なし
- 4 開 会 宅和室長が開会を宣言
- 5 あいさつ 赤井農林水産振興局長があいさつ
- 6 事務局及び 委員の紹介 宅和室長が紹介
- 7 会議の成立 宅和室長が米子市漁港管理条例第4条第3項の規定により9名の委員全員出席により本日の会議が成立したことを報告
- 8 協議事項
- 会長 協議事項の1、令和6年度の漁港の維持管理について及び2、令和7年度以降の漁港の維持管理についてをまとめて事務局から説明してください。
- 事務局 報告いたします。資料2の皆生漁港平面図をご覧ください。この平面図には、皆生漁港の令和4年度から令和6年度までの工事箇所と令和7年度及び令和8年度以降の工事予定箇所を示しております。
まず、令和6年度は皆生漁港4-7・4-9物揚場保全工事を実施しました。資料2の平面図では、②・③で示している場所です。写真ではNo.1の位置です。これは、令和4年度に工事を発注し、令和6年度まで継続して工事を実施し、現在完成検査を待つ状態になっています。
次に、皆生漁港3-10西防波堤保全工事です。写真No.2になります。令和6年度に工事を発注しております。現在、設置するブロックの製作作業を行っており、令和7年度に工事を完成させる予定です。
その他、皆生漁港、崎津漁港とも航路標識のメンテナンス及び広場等の除草管理、その他小規模な修繕を行いました。
また、皆生漁港において1台の放置車両の撤去を行いました。
令和6年度の漁港の維持管理についての報告は以上です。
- 続きまして、協議事項の2、令和7年度以降の漁港の維持管理についてご説明します。資料1をご覧ください。これは令和7年度の米子市漁港維持運営計画の素案です。これは米子市漁港管理条例の規定により、毎年定めることになっております。それでは計画の概要をご説明いたします。
- まず、第1の施設の利用についてですが、これは係留施設の他、各施設それぞれの利用についてまとめているものです。

先ず、漁業活動に直接影響のある基本施設の係留施設を中心に説明したいと思います。

係留施設の表の右側にあります図面番号は、資料2の皆生漁港平面図及び資料3の崎津漁港平面図に表示した番号に対応していますので照らし合わせながらご覧ください。

係留施設の利用方法としては、基本的には従来と変わりありませんが、特に説明させていただきたい場所は、皆生漁港の4-5と4-7・4-9の物揚場です。図面では①、②、③で示した場所になります。ここは、約7年間に渡り立入禁止にしてご迷惑をおかけしてきました。今年度で工事が終わり、令和7年度より利用できるようになります。

ただし、これらの物揚場に接している、写真No.3-1の下段の写真で示している1-12護岸が不安定であることが工事中に判明したため、当面の間、皆生漁港の4-5と4-7・4-9の物揚場の自動車の進入は、工事により安全が確認出来るまで、軽トラック等の軽自動車に限りたいと考えます。

次に、皆生漁港の4-10物揚場です。図面では④の位置です。写真No.3-1の上です。ここは、昭和51年に建設された施設で、矢板の腐食と地盤のゆるみが進行し、一部は陥没が生じております。写真No.3-2をご覧ください。これは4-10物揚場の陥没部分の写真です。陥没部分の長さは約15mです。大変ご迷惑をおかけすることになりますが、事故防止のため、ここにバリケードを設置し、当面立入禁止にしたいと考えます。4-10物揚場については、令和7年度に工事の設計委託を行います。工事の設計委託に必要な範囲内において、米子市漁協様に協議のうえ、係留施設の一部を利用不可とさせていただきたいと考えます。

次に資料3の崎津漁港平面図をご覧ください。⑬の位置の船揚場です。写真ではNo.5です。船を引き上げる際に利用する船台2台の内1台を新しいものに入れ替える予定です。工事の際は利用不可とさせていただきたいと考えます。

その他の物揚場については、従来の利用方法と変わりはありません。
次に、外郭施設である護岸、突堤、防波堤ですが、従来通り係留は禁止とします。

また、皆生漁港北防波堤及び西防波堤、消波ブロックへは、従来通り転落事故防止のため立入禁止とします。

次に水域施設である泊地、航路については従来通りみだりに停泊させないものとします。また廃船、沈船については、漁協と連携し、撤去の指導を行います。

次に、輸送施設である道路や橋については、従来通り路面を損傷するおそれのある車両の通行は禁止とします。

次に、第2の施設の維持管理ですが、施設の点検や港内の環境整備、公害防止及び防災対策、放置船舶等の対応についてまとめているものです。これも従来の行っているものと特に変わりはありません。

次に第3の令和7年度の漁港施設の維持補修等に関する計画です。これは県と市の予算の議決が前提となります。先ほどの説明と重なる部分もありますがご説明いたします。

まず、国庫補助事業による工事ですが、皆生漁港の3-1の上です。4-10係留船舶の移動をお願いしたいと考えています。最大で15隻程度を想定しています。実際の工事は設計完了後の令和8年度を予定しています。

また写真No.2の3-10西防波堤の工事継続を行い、令和7年度中に完成する予定にしています。

写真ではNo.4の皆生漁港の平成14年に建設した護岸1-11と昭和46年に建設した皆生漁港2-5突堤の矢板の補修工事を予定しています。

その他単独事業により、写真ではNo.3-1の下、皆生4-10物揚場保全工事と同時に施工する予定です。

次に写真ではNo.5の崎津漁港船揚場の設置から約30年経過し老朽化している船台1台の交換工事、その他標識灯のメンテナンスなど予算の範囲内で施設の維

持管理を図る予定です。説明は以上です。

○会長 事務局から説明がありましたが、皆様方、何かご質問はございませんか。

○委員 資料2の皆生漁港の図面で1-10と1-12の護岸の工事が令和8年度以降に予定されていますが、②と③と①の工事の前段で事前調査をしてもらった。その時1-10は異常なしと報告を受けたが、その後建屋が斜めになっていると意見があり、調べたところここが航路側に少し傾いている。それは、下の土台が崩れているのが原因ではないか、令和6年度の工事の時にそこも検査してもらったはずだ。その時は異常なしと報告があったもので安心していたのですが、そういう指摘を受けて現地を調べてみたら、15度位地面が航路側に傾いていました。これは緊急を要するので組合の施設もありますし、ここを令和7年度に優先的に工事対象にあげて欲しいなと思いますけどどうですか。

○事務局 1-10の護岸が傾きかけているのは確認しております、今のところ補強工事でこれ以上傾かないように応急処置をしているところです。

鉄板でアンカーを打って鉄でつないで支えているおり、構造的に擁壁があつてその後ろで違う土台が支えている状態でして、その擁壁と土台をH鋼という鉄でアンカー止めでつないでこれ以上倒れないように応急的な処置はさせていただいている。

○委員 私たちはわからないので、市で基準を作つて現在何度あると。それで1か月後、2か月後に変わりないというアフターフォローをして安心させて欲しい。投げてあるわけでは無いでしょう。

○事務局 観察はしています。

○委員 そのあたりが、皆生漁港の利用者には情報が流れてこない。皆が不安に思っている。対応をお願いしたい。

○事務局 経過を観察して、緊急に何か処置しなければならないときは直ぐに動きたいと思います。

○委員 もう一つ今説明を受けた中で陸揚場という表現がある。利用者は行政が直せばどこに船をつないでもいいと思うもの。ここは条例によって陸揚場だと決めてあると思う。現地で色彩を施したり看板みたいな物を立てて、ここは陸揚場だと、皆に徹底するように図つてもらいたい。そこを行政がやっていかないと将来に渡つて、皆生漁港が無茶苦茶に利用されかねないという不安が残る。条例で決められた事を皆に知らしめるような活動を行政でしてほしい。その場にカラーで色付けするとか、物揚場専用で係留に使つてはいけないなど皆が認識できるように施策をやって欲しい。

○事務局 ここは陸揚げ、ここは休憩というのは、条例で指定しているものではなく、今まで漁協さん中心に利用調整された形態を踏襲している形です。使い方は漁

協さんが使いやすく利用していただければいいですが、どちらにしてもここは何をする場だとわかるような表示が出来るかについては検討させていただきます。

○会長 他に何かありませんか。

○委員 皆生漁港の境界と第三者の土地の境界は明確になっているか。

○事務局 皆生漁港の入口辺りの学童保育施設付近との境界のことですか。

○委員 その話を知っていたらいいです。

○会長 協議事項4「その他」に入りたいと思います。事務局から何かありますか。

○事務局 事務局からお願いがあります。現在、皆生漁港の登録漁船は50隻を少し下回っております。この度水産庁では、今後、国の補助金を活用して保全工事を継続していくには、各漁港当たり登録漁船50隻を確保しなければならないという厳しい方針が出されました。国庫補助事業の要件である各漁港当たり登録漁船数50隻以上の確保を目指したいと考えますので、漁協さんの協力をお願いします。

○委員 船の数は50隻以上あると思うが。

○事務局 登録漁船数が48隻程度と漁協から報告を受けています。

登録漁船50隻が必用です。漁協さんと相談して増やす努力をしていきたいと思います。

○会長 他に国や県の立場から何かありませんか。

○会長 それでは意見がないようですので、本日の管理会はこれで終了いたします。

9 閉会 午後2時25分